

## 自主防災組織規約

(名称)

第1条 この組織は、自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本組織の事務所は、町内会館（集会所）に置く。

(目的)

第3条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 自主防災組織防災計画（以下「防災計画」という。）の作成に関すること。
- (3) 災害予防に資するための地域の災害危険箇所等の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護等応急対策に関すること。
- (6) 防災資機材の整備等に関すること。
- (7) 他組織との連携に関すること。
- (8) その他本組織の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本組織は、町内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長名
- (2) 副会長名
- (3) 防災委員名
- (4) 班長名
- (5) 監査役名

2 役員は、町内会の役員をもってあてる。ただし、防災委員は消防職員、消防団O Bなど防災に係る知識のあるものをもってその職をあてるものとし、会長が指名する。

3 役員の任期は 年とする。ただし、再任することができる。

(役員の責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は、班活動の指揮を行う。

5 監査役は、本組織の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会及び役員会を置く。

(総会及び役員会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、町内会の総会と同時に開催する。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他、総会で特に必要と認めたこと。

4 役員会は、会長が招集し必要な事項を協議する。

(防災計画)

第10条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 災害危険箇所等の把握に関すること。

(4) 防災訓練の実施に関すること。

(5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難、要配慮者対策及び他組織との連携に関すること。

(6) その他必要な事項。

(会費)

第11条 本組織の会費は、町内会の会計で補うものとする。

(経費)

第12条 本組織の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

## 附則

この規約は、年月日から実施する。